

福祉交流施設条例（平成6年岩手県条例第50号）第6条第2項の規定により、ふれあいランド岩手の利用料金を次のとおり承認した。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 体育施設の個人利用料金

区 分	単 位		児童、生徒及び学生	一 般
プール	普通使用	1回につき	円 220	円 420
		回数使用	5回につき	2,000
		11回につき		4,000
体育館	1回につき		50	100
トレーニングルーム	普通使用	1回1時間までごとに	150	320
		回数使用	5回につき	1,500
		11回につき		3,000
陸上競技場	1回につき		50	100
アーチェリー場	1時間までごとに		50	100

2 体育施設の貸切利用料金

(1) プール

区 分		10時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	10時から 17時まで	13時から 21時まで	10時から 21時まで
全面使用	児童、生徒及び学生	円 8,430	円 16,850	円 21,070	円 25,290	円 37,940	円 46,370
	一般	16,850	33,720	42,150	50,580	75,870	92,730
区分使用（1コース）	児童、生徒及び学生	1,420	2,850	3,530	4,270	6,380	7,790
	一般	2,850	5,690	7,050	8,540	12,750	15,590

備考 10時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、10時前のときは10時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(2) プール以外の施設

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
体育館	全面使用	児童、生徒及び学生	円 1,530	円 2,000	円 2,530	円 3,530	円 4,530
		一般	3,050	4,000	5,060	7,050	9,060
	区分使用（半面）	児童、生徒及び学生	790	1,000	1,260	1,790	2,260

		一般	1,580	2,000	2,530	3,580	4,530	6,110
	区分使用 (4分の 1面)	児童、生徒及び 学生	420	520	630	950	1,160	1,580
		一般	840	1,050	1,260	1,890	2,310	3,160
第1卓球室	全面使用	児童、生徒及び 学生	1,420	1,890	2,370	3,320	4,270	5,690
		一般	2,850	3,790	4,740	6,640	8,540	11,380
	区分使用	児童、生徒及び 学生	1時間までごとに1台ごとに150円					
		一般	1時間までごとに1台ごとに320円					
第2卓球室	児童、生徒及び学生		1時間までごとに270円					
	一般		1時間までごとに520円					
陸上競技場	児童、生徒及び学生		円	円	円	円	円	円
	一般		1,160	1,530	1,530	2,680	3,050	4,220
テニスコート	全面使用	児童、生徒及び 学生	5,690	7,590	7,590	13,280	15,180	20,870
		一般	11,380	15,180	15,180	26,550	30,350	41,730
	区分使用	児童、生徒及び 学生	1時間までごとに1面ごとに470円					
		一般	1時間までごとに1面ごとに950円					
ゲートボール 場	全面使用	児童、生徒及び 学生	円	円	円	円	円	円
		一般	1,260	1,690	1,690	2,950	3,370	4,640
	区分使用	児童、生徒及び 学生	2,530	3,370	3,370	5,900	6,750	9,280
		一般	1時間までごとに1面ごとに220円					
アーチェリー場	児童、生徒及び 学生		円	円	円	円	円	円
	一般		630	840	840	1,470	1,690	2,310
			1,260	1,690	1,690	2,950	3,370	4,640

備考 9時前に使用する場合は又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

3 会議室等の貸切利用料金

区 分	9時から12時 まで	13時から17時 まで	17時から21時 まで	9時から17時 まで	13時から21時 まで	9時から21時 まで
第1会議室	円 1,370	円 1,790	円 2,310	円 3,160	円 4,110	円 5,480
第2会議室	1,370	1,790	2,310	3,160	4,110	5,480

第1教養室	1,160	1,580	2,000	2,740	3,580	4,740
第2教養室	840	1,050	1,370	1,890	2,430	3,270
第1研修室	1,260	1,690	2,110	2,950	3,790	5,060
第2研修室	1,580	2,000	2,530	3,580	4,530	6,110
創作室	1,260	1,580	2,000	2,850	3,580	4,840
陶芸室	1,470	2,000	2,530	3,480	4,530	6,000
音楽室	1,580	2,110	2,630	3,690	4,740	6,320
調理実習室	1,890	2,430	3,050	4,320	5,480	7,370
こども広場	1,370	1,790	2,310	3,160	4,110	5,480

備考 9時前に使用する場合は、9時前には使用をしない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 ふれあいホールの貸切利用料金

区分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
入場料等を徴収しない場合		円 3,160	円 4,220	円 5,270	円 7,370	円 9,480	円 12,650
入場料等を徴収する場合	興行として行うものでない場合	4,740	6,320	7,900	11,070	14,220	18,960
	興行として行うものである場合	9,480	12,650	15,810	22,130	28,460	37,940

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 9時前に使用する場合は、9時前には使用をしない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その超える時間1時間につき、9時前のときは9時から12時までの、12時から17時までのときは13時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区分		単位	利用料金
屋外照明設備	テニスコート	全面使用	実費を基準として知事が定める額
		区分使用	
	アーチェリー場	貸切使用	
ふれあいホール	照明設備		円 740
	音響設備		円 520
	グランドピアノ		円 840

2 利用料金の適用年月日

平成24年4月1日